■　免状の**書換え（写真以外）【700 円】**に係る手数料納付

1　京都府庁や各広域振興局の専用窓口で納付する場合は、窓口で発行された「納付済証」を申請書裏面に貼付して申請してください。

○　手数料の納付可能場所（府内 12 カ所）はこちら（京都府ＨＰ）
https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/3nohubasyo.pdf

○　窓口での納付方法（各総合庁舎で納付する場合）
https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/1shinkokyoku0213.pdf
（京都府庁本庁で納付する場合）
https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/2honcho.pdf

2　ｗｅｂ事前登録後にコンビニ納付をする場合は、以下のリンクから事前登録を行ったうえで、コンビニ店舗で手数料を納付し、発行された申請書用番号（Ｃから始まる９桁）を申請書裏面に記入してください。

○　納付方法の詳細はこちら（京都府ＨＰ）
https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/webconbini.pdf

申請区分	手数料	URL（京都府専用サイト）
危険物取扱者 書換（写真以外）	700 円（※）	https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10136
消防設備士 書換（写真以外）		https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10141

※　この納付方法は別途コンビニ取扱手数料が発生します。

（注意事項）

・　「書換え（写真以外）」とは、氏名・生年月日の書換え、本籍の書換え等に係る手続きを指します。

・　書換え時に写真書換え（免状交付後 10 年以内ごとに免状の写真を新しい写真に取り替えること）を伴う場合、手数料額は「1,600 円」となりますので、「免状の書換え（写真）に係る手数料納付」のページをご確認ください。

・　免状を亡失・滅失又は汚損・破損された場合、再交付となり、手数料額は「1,900 円」となりますので、「免状の再交付に係る手数料納付」のページをご確認ください。